

函館市法人市民税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市税条例（昭和25年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する法人市民税の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる法人または団体)

第2条 減免の対象となる法人または団体は、条例第32条第1項第4号に規定する法人または団体で、かつ、収益事業を行わないものとする。

(減免の申請)

第3条 条例第32条第2項に規定する申請書は様式1によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 登記事項証明書および定款等または地方自治法第260条の2第12項の規定により市長が交付した証明書および当該認可地縁団体の規約の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(減免の対象とする額)

第4条 減免の対象とする額は、減免の申請があった日以後に納期限の到来する法人市民税の均等割額とする。

(減免の決定等)

第5条 市長は、第3条の申請書を提出したものについて、減免を決定したときは様式2により通知し、また、減免を不認定としたときは様式3により通知するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、申請者が虚偽もしくは不正な行為により減免の決定を受けたときは、当該減免を取消することができる。この場合において、市長は様式4により通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は，令和7年度以後の年度分の法人市民税について適用し，令和6年度分までの法人市民税については，なお従前の例による。

年度 法人市民税均等割減免申請書

年 月 日

函 館 市 長 あて

法人または団体の所在地

(TEL)

法人または団体の名称

代表者の氏名

法 人 番 号

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

地方税法第323条および函館市税条例第32条の規定に基づき、法人市民税均等割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 減免を受けようとする期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 納 期 限 | 年 月 日 | |
| 金 額 | 円 | |
| 減免を受けようとする事由 (活動の目的等) | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 添 付 書 類 | <p>1 事業報告書</p> <p>2 決算書 ※税法上の計算期間(4/1~3/31)と会計年度が異なる場合は、最新のものを出してください。</p> <p>3 登記事項証明書・定款等 ※内容に変更が生じた場合のみ。この場合は、同封した「法人等の新設・異動申告書」に異動事項を明記し、登記事項証明書・定款等(写し可)を添えて提出してください。</p> | |

※ 減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告してください。

様式2

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

年度 法人市民税均等割減免について（通知）

このことについて、函館市税条例第32条の規定に該当するものと認め、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業内容等の申請事項に変更があった場合には、直ちにその旨を市長に申し出てください。

記

| | |
|-------------|------------------|
| 管 理 番 号 | |
| 納 税 義 務 者 名 | |
| 所 在 地 | |
| 減 免 する 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| 減 免 税 額 | |

この通知書に記載された内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また、この裁決の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式3

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

年度 法人市民税均等割に係る減免の不認定について（通知）

年 月 日付けで申請のありました法人市民税均等割の減免申請につきまして、調査の結果、函館市税条例第32条の規定に該当するものと認められませんので通知します。

記

| | |
|-------------|--|
| 管 理 番 号 | |
| 納 税 義 務 者 名 | |
| 所 在 地 | |
| 不 認 定 の 理 由 | |

この通知書に記載された内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また、この裁決の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式4

函 財 税
年 月 日

様

函館市長

年度 法人市民税均等割に係る減免の取消しについて（通知）

年 月 日付けで通知しました法人市民税均等割の減免につきまして、調査の結果、函館市税条例第32条の規定に該当しないことが判明したため、減免を取り消しましたので通知します。

記

| | |
|-------------|--|
| 管 理 番 号 | |
| 納 税 義 務 者 名 | |
| 所 在 地 | |
| 取 消 の 理 由 | |

この通知書に記載された内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対し審査請求をすることができます。また、この裁決の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

要綱対応表

| 函館市法人市民税減免取扱要綱（新） | | | 市民税減免取扱要綱（旧） | | |
|-------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 | 趣旨 | この要綱は、函館市税条例（昭和25年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する法人市民税の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 | 市民税の減免について（1頁） | | 市民税の減免は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条に基づく市税条例第32条の規定により、納税者が天災、貧困等により担税力が真に薄弱となり、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる者にその個別具体の事情に即して、市長が必要と認められた者について行うものであるが、その取扱いにあたっては次に掲げる事項に留意して行うものである。 |
| 第2条 | 減免の対象となる法人または団体 | 減免の対象となる法人または団体は条例第32条第1項第4号に規定する法人または団体で、かつ、収益事業を行わないものとする。 | 減免の範囲および減免割合（4頁） | 4 | 公益社団法人および公益財団法人等 次に掲げる法人または団体で、その事業活動について公益的または公共的性格が顕著であると認められ、かつ、公益上の必要があると認められるもの。（収益事業を行わないものに限る。） -----（均等割額の全額） （1）公益社団法人および公益財団法人 （2）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人 （3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 （4）前各号に準ずると認められる法人または団体 |
| 第3条 | 減免の申請 | 条例第32条第2項に規定する申請書は様式1によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1）事業報告書 （2）決算書 （3）登記事項証明書および定款等または、地方自治法第260条の2第12項の規定により市長が交付した証明書および当該認可地縁団体の規約の写し （4）その他市長が必要と認める書類 | 減免の一般的な留意事項（2頁） | 1 2 | 減免は、原則として納税者からの申請によって行うものであり、申請行為は減免処理上の要件であること。 2 申請を受理するにあたっては、別紙申請書（個人にあつては様式1，法人にあつては様式1の2）の記載事項について充足され、かつ、その事由を証明する書類が添付されていること。 |
| 第4条 | 減免の対象とする額 | 減免の対象とする額は、減免の申請があつた日以後に納期限の到来する法人市民税の均等割額とする。 | 減免の一般的な留意事項（2頁） | 4 | 減免を必要と認めるものに対しては、納付すべき当該年度分の税額のうち減免申請書を受理した日以後に納期の末日の到来するものについて減免すること。 |
| 第5条 | 減免の決定等 | 市長は、第3条の申請書を提出したものについて、減免を決定したときは様式2により通知し、また、減免を不認定としたときは様式3により通知するものとする。 | | 3 6 7 | 減免するか否かは、納税義務者の担税力に着目して別紙調査書（様式2）によりその実情、実態を的確に調査し、条例および取扱要綱に基づき認定すること。 6 減免を決定した場合には、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式3，法人にあつては様式3の2によるものとする。 7 減免を不認定とした場合には、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式4，法人にあつては様式4の2によるものとする。 |
| 第6条 | 減免の取消し | 市長は、申請者が虚偽もしくは不正な行為により減免の決定を受けたときは、当該減免を取消することができる。この場合において、様式4により通知するものとする。 | 減免の一般的な留意事項（2頁） | 8 | 減免申請書に記載された内容が事実と反する場合には、減免を取り消し、遅滞なく、これを納税義務者に通知するものとする。この場合の通知書は、個人にあつては様式5，法人にあつては様式5の2によるものとする。 |
| 附則 | | 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 2 この要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の法人市民税について適用し、令和6年度分までの法人市民税については、なお従前の例による。 | 沿革（1頁） | | 令和4年4月1日一部改正 |